島田

令 和 7 年 度

指 揮 車（指揮２号車）

仕 様 書

静 岡 市 消 防 局

目　　次

1　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　車体(ぎ装)概要及びぎ装の注意事項等　・・・・・・・・・・・・・6

3　車両諸元、車体本体装備品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

4　車体ぎ装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

5　消防用無線装置等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

6　付属品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

7　塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等　・・・13

１　総則		
１－１	目的 本仕様書は、静岡市消防局（以下「本市」という。）が令和７年度に購入する指揮車（指揮２号車）（以下「車両」という。）の仕様及び関係事項について定める。	
１－２	購入台数 購入台数については１台である。	
１－３	納入期限等	
	（１）納入期限	令和８年３月 27 日(金)
	（２）車両納入日	本市と協議し決定すること。
	（３）納入場所	検収後、下記の場所まで搬送すること。 島田消防署　本署 島田市旗指 513 番地の１
１－４	適合法令等	
	（１）順守法令等 車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。	
	①　道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)	
	②　道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)	
	③　その他の関係する全ての法令、通達等	
	（２）自動車検査証記載事項	
	①　自動車の種別	普通
	②　用途	特種
	③　車体の形状	消防車
１－５	協議事項等	
	（１）打合せ	
	① 契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打合せを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 なお、打合わせの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねた上で契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。	
	② 車両に関する全ての事について、受注者は本市の担当者と連絡を取ること。	
	（２）変更及び疑義	
	本仕様書に疑義が生じた時又は、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。	
１－６	承認図について	
	（１）承認図の製作	

	受注者は、契約締結後、速やかに本市と製作上の細部にわたり十分な打合せを行った上で、本市に承認図を提出し、承認を受けた後、本車両の製作を開始すること。	
	（２）期限	打合わせの進捗状況により決定する。
	（３）承認図の規格	Ａ４判ファイル
	（４）承認図の部数	２部（ＰＤＦデータの場合には１部とする。）
	（５）提出書類詳細（ＰＤＦデータによる提出を可能とする。）	
	①　ぎ装工程表（中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。）	
	②　車体図面関係等（下記に準じて提出すること。）	
		シャシ２面図（Ａ３判）
		車体ぎ装５面図(前面･後面･左側面･右側面･上面：Ａ３判)
		諸元明細書(シャシ、ぎ装、主要付属品、取付品)
		車体本体改造図(赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。)
		電気配線図
	（６）その他、必要書類が生じた場合は別途指示する。	
１－７	中間検査	
	（１）検査時期	外装、内装が概ね完成した時期とする。
	（２）検査場所	受注者指定場所
	（３）提出書類	中間検査依頼書を提出すること。
		提出期限　中間検査実施日から 14 日前まで
	（４）検査項目	車体本体
		車体ぎ装（取付位置等）
		各装置の位置、機能等の確認
		その他必要な事項
	（５）指摘事項等	検査時の指摘事項は検査後速やかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。
１－８	検収(完成検査)	
	（１）検査時期	車両納入時
	（２）検査場所	本市指定場所
	（３）提出書類 （ＰＤＦデータでの提出を可能とする。なお、ＰＤＦデータの場合には各１部とする。）	自動車検査証　(写し･４部)
		自動車損害賠償責任保険証明書　(写し･４部)
		緊急自動車届出確認書　(写し･４部)
		自動車保管場所証明申請書　(写し･４部)
		リサイクル券　(写し･４部)
		ETC 車載器セットアップ申込書（保存用）　(写し・２部)
		納入内訳書(本市から指示する様式・提出前に指示する)　１部

		完成図面 (承認図提出時の図面に準ずるが、打合せ時に修正箇所等が生じた場合は、修正済みの図面を提出すること。[電気配線等含む維持管理上必要な図面1式及びぎ装パーツリスト含む])	２部
		納入物品等一覧表 本車両に使用する、装備品(装備、積載及び付属品)及び部品(ぎ装部品及び電装品)並びに材料等の物品が記載されたもの。	１部
		車体本体取扱説明書	１部
		各種装備品及び付属品等取扱説明書	１部
		各種積載品等取扱説明書	１部
		各種保証書	１部
		工程写真	１部
		その他本市で指示するもの。(部数は指示する。)	必要数
１－９	緊急自動車申請関係		
	（１）緊急自動車申請事務	警察署への申請等の対応はすべて受注者が行うこと。	
	（２）期限	車両の納入の概ね 30 日前まで	
	（３）部数	１部	
	（３）提出書類 （ＰＤＦデータでの提出を可能とする。)	シャシ譲渡証明書	写し
		物品売買契約書	表題部と署名捺印部を写す。
		改造関係	改造自動車等審査結果通知書(控)又は新規検査等届出書(５面図をＡ３判又はＡ４判用紙に入れる。)
		完成写真	カラー、前･後･左･右・上の５枚１組、本市の名称が車体左右に表示されていること。
１－10	新規登録		
	（１）新規登録事務	新規登録事務は、受注者が全ての手続きを行い新規登録検査に合格後納入すること。	
	（２）法令等適合	車両が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が責任をもって解決すること。	
	（３）費用負担	新規登録に伴う費用(自動車損害賠償責任保険･重量税･リサイクル料金を除く)は受注者の負担とする。	
	（４）自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金の請求	登録時は、受注者が先に支払うこととし領収証等を添付のうえ、納入時に本契約とは別に請求すること。 自動車損害賠償責任保険については 25 か月の加入とする。 保険契約者住所：静岡県静岡市葵区追手町５番１号	

		保険契約者氏名：静岡市
１－11	車両の管理等	
	（１）納入前の損傷等	受注者は納入前に車両が損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、一切の責任を負うこと。
	（２）最終点検	車両納入の際には車体本体、ぎ装部分及びその他全ての部分の点検整備（洗車等を含む）を実施後に納入すること。
	（３）取扱説明	本市が指示する回数、日時及び場所で、取扱説明を実施すること。
	（４）費用負担	上記について費用の負担は、全て受注者負担とする。
１－12	保証	
	（１）車両、車体本体部	メーカー標準とする。
	（２）車体ぎ装部	納入後１年とする。１年未満の部分がある場合は、ぎ装部ごとの保証期間を一覧表にして提出すること。
	（３）保証期間中	車両(装備品等含む)修理、輸送等無償で保証すること。
	（４）保証期間後	設計、製作、材質等の不備による受注者側の責任とされる故障等が発生した場合は、本市が車両を使用する期間中は無償で保証すること。
１－13	サービス点検	
	（１）車体本体	メーカー標準とすること。
	（２）ぎ装部（赤色灯等）	納入後１か年経過直前（保証期限切れ前）
１－14	その他	
	（１）書類様式 （本市が指定する書類はＰＤＦデータによる提出を可能とする。）	様式は基本的にＡ４判縦の横書き、左側の縦綴じとすること。
		写真にあっては、Ｌ判、カラー、光沢紙で、Ａ４判ファイルに綴じること。
		デジタル写真の場合上記に準じた印刷とすること。
	（２）新製品等	契約後、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は協議すること。
		発表された新製品等が、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等と比較して、機能性および性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡をとり協議すること。
	（３）同等品の取扱い	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等は、同等品以上の規格性能を有し、また取り付け、積載スペースの関係で寸法等が本仕様書に適合するとともに、契約金額に変動を及ぼさないものに限り、それを証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする。（１－６承認図提出時確認すること。）

	（４）製造中止等	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等で製造中止等が判明した場合は、それらの後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると本市が認めれば、当該後継機種を納品することができる。
	（５）燃料	車両納車時には燃料タンク（車両、付属品及び携行缶）の表示容量を満たすこと。（満タンで納車）
	（６）補足	契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。
		打合わせ時等に本市が指示した事項は、この仕様書の追補とする。
		車両運用上当然必要となる機能、装備品等については、本仕様書に明記されていなくても備えること。
		その他、本仕様書に明記されていない点は、受注者公表の標準仕様とする。
		車両製作にあたり、仕様書内に工業所有権（特許権）その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。
		経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない業者であること。
２　車体（ぎ装）概要及びぎ装の注意事項等		
（１）重量、バランス強度等		走行性能を考慮し、車両重量の軽量化及び車体のバランスを適正にすること。
		車体強度は十分考慮すること。
		消防活動に必要な、アプローチアングル、ランプブレークオーバーアングル、デパーチャーアングル、最低地上高を考慮すること。
		整備性を考慮すること。
（２）組み立て精度及び仕上げ		組み立て精度及び仕上げは十分注意すること。
		各部の接合部のチリ及び隙間等は精度を高くすること。
		防水の必要箇所は完全な処理をすること。
（３）溶接		溶接部分の強度には十分注意すること。
		必要な箇所は点づけではなく全周及び開先溶接等とすること。
（４）材料及び材質等		指示するものを除き金属とすること。
		材料等は何れも新品を使用すること。
		特に指示するものを除き JIS 規格品（同等品可）を使用すること。
		プラスチックは難燃製品とすること。
		ゴムは耐油性を考慮すること。
		木材は十分乾燥させ、変形、たわみ等が無いようにすること。

（５）電気配線	配線は、絶縁性及び耐久性に優れたもので、各電装品の容量以上のものを必要に応じて色分けして使用すること。
	振動及び接触により短絡しない構造とすること。
	配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避けること。
	雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。
	熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用又は遮熱板の取付等、断熱処理を施すこと。
	配線がボディ等を貫通する部分は、グロメット等で摩耗防止処理を施すこと。
	車内床部分等でケーブルが摩耗する恐れがある部分は、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。
（６）その他	本仕様書において、品名指定されていない装備品等については、車両の運用に支障をきたさないよう適正なものを使用すること。

３　車両諸元、車体本体装備品

３－１	車両諸元 下記に掲げる規格、仕様等に適合すること。	
	（１）車体形状	ワンボックスバンタイプ、標準ルーフ仕様とすること。
	（２）車体構造	全有蓋で密閉式構造のものとし、振動、衝撃等を十分に緩衝し、消防活動上安全であること。
	（３）リヤサイドドア	車体左右側面にスライド式のサイドドアを有すること。
	（４）バックドア	車体後面に跳ね上げ式のバックドアを有すること。
	（５）全長	4.7m 以下
	（６）全幅	1.7m 以下
	（７）全高	2.3m 以下 無線アンテナを除く
	（８）乗車定員	５人以上
	（９）最大積載量	850 kg以上
	(10) 使用燃料	クリーンディーゼル
	(11) エンジン型式・総排気量	クリーンディーゼルエンジン　2,800cc 以上
	(12) 最大出力	100kW 以上
	(13) 変速装置	オートマチックトランスミッション
	(14) 駆動方式	４ＷＤ（全輪駆動）
	(15) ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング付
	(16) ブレーキ装置	ABS 装置付
	(17) タイヤ	標準装備品 2025 年製以降のものであること。

		納車時は付属品タイヤ（スタッドレスタイヤ）を装着すること。	
	(18) 燃料タンク容量	概ね 70L 給油口に表示させること。	
	(19) その他	サイドガラス等は可能な限り開放可能な仕様とすること。	
	(20) 安全装置	法令適合品	
３－２	車体本体装備品 車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げるものを装備し、車両本体に適合するものとすること。		
	（１）ヘッドランプ	１式	LED ヘッドランプ
	（２）フォグランプ	１式	車両純正品
	（３）その他必要な照明	必要数	照明が必要な箇所の照明を装備すること。
	（４）運転席・助手席エアバック	１式	車両純正品
	（５）パワーウィンドウ	１式	運転席及び助手席
	（６）集中ドアロック	１式	各ドア部分
	（７）カーナビゲーション	１式	テレビ機能視聴不可とすること。 モニター７インチ以上の SD 式とする。 バックカメラのモニター表示できること。
	（８）ラジオ(AM/FM)	１式	車両純正品又はカーナビゲーション内蔵式。
	（９）バックカメラ	１式	法令適合品
	(10) ドライブレコーダー	１式	コムテック製　ドライブレコーダー　HDR204G 又は同等品。MicroSDHC カード 32GB 以上（ドライブレコーダー本体に適合する容量）を２枚付属させ、１枚分の収納ケースを付属すること。
	(11) ETC	１式	セットアップ済
	(12) フロントエアコン	１式	車両純正品
	(13) リヤクーラー・ヒーター	１式	車両純正品
	(14) 後退警報機	１式	デンソーボイスアラーム又は同等品（解除スイッチ付き）
	(15) サイドバイザー	１式	車両純正品 運転席及び助手席
	(16) サンバイザー	１式	車両純正品 運転席及び助手席
	(17) プライバシーガラス（フィルム）	１式	フロントガラス及びフロントサイドガラスを除く 詳細は１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	(18) 熱線リヤウィンドウ	１式	車両純正品

	(19) リヤワイパー	１式	車両純正品
	(20) リヤアンダーミラー	１式	車両純正品
	(21) マッドガード	１式	車両純正品
	(22) ナンバープレート保護枠	１式	適正品
	(23) 電動格納式ﾘﾓｺﾝﾄﾞｱﾐﾗｰ	１式	車両純正品
	(24) 乗降用グリップ等	１式	メーカー設定等により設定がある場合のみ。
４　車体ぎ装			
４－１	車体外装(一部電装品を含む) 車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げる装備とすること。		
	（１）消防章	１式	クロムメッキ・直径 150 ミリ 直径に応じた裏板付き又は同等の施工方法とすること。
	（２）赤色警光灯	１式	大阪サイレン製　NF-ML-VK2M-LA1 取付位置の詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。 自在型金具により取付けること。
	（３）補助赤色警光灯(前側)	１式	大阪サイレン製　LFA-50×２ 取付位置の詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（４）補助赤色警光灯(後側)	１式	ウィレン製　TLMIBR×２ 取付位置の詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（５）標識灯	１式	黄色（赤色警光灯に内蔵・スモールランプに連動）
４－２	車体内部		
	（１）車体内部全般	１式	車体内部天井は車体本体標準仕様の内装とすること。(配線類の点検ができる構造とすること。)
	（２）シート	１式	シートについては車体本体標準仕様のシートとすること。防水シートカバー付き。 後部シートにあっては折りたたみ機能付き。
	（３）シートベルト	１式	乗車定員分のシートベルトを設けること。
	（４）センターコンソール	１式	金属製とし、以下のものを取付けること。 ①サイレンアンプ ②移設する無線機及び AVM 可能な限り収納スペースを設けること。 取付け位置等詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（５）机	１式	２列目に強度、耐水性に優れた素材を使用した折りたたみ

			式の机を設置すること。
４－３	電装品		
	（１）サイレンアンプ	１式	大阪サイレン製 TSK-D151（音声合成付）又は同等品 赤色警光灯(補助赤色警光灯)をサイレンアンプに連動させること。 取付位置については1－５－(1) 打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（２）サイレンスピーカー	２個	50W 型相当品（赤色警光灯に内蔵）
	（３）マイク	１式	大阪サイレン製 MC-D1 型又は同等品（助手席） 運転席上部にフレキシブルマイクを取付けること。なお、マイク横又はＡピラー部 ON、OFF スイッチを設けること。上記位置に設置が困難な場合は１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（４）モーターサイレン	１式	大阪サイレン製　5SA 型又は同等品（赤色警光灯に内蔵） スイッチを運転席及び助手席の２箇所に取付けること。
	（５）インバーター	１式	100W 以上 車両純正品または適正品
	（６）室内灯	１個	小糸　LED カーゴランプ スイッチを車内適所に設置すること。取付位置については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（７）マップランプ	１個	フレキシブルライト（LED 式・ACC 連動・固定金具付）
	（８）その他必要な照明	必要数	その他、照明が必要な箇所の照明
４－４	スイッチ類及びヒューズ		
	（１）モーターサイレンスイッチ及び音声合成スイッチ等	１式	適正品 ④～⑦の運転席側スイッチについては、ハンドル付近に判断しやすく設置すること。
			①右折警報スイッチ アンプへの割り込み･ウインカー連動 「消防車、右へ曲がります。」 声＝女性
			②左折警報スイッチ アンプへの割り込み･ウインカー連動 「消防車、左へ曲がります。」 声＝女性
			③渋滞通過音声合成スイッチ アンプへの割り込み･運転席及び助手席部に取り付けること。 「消防車が通ります、道をあけてください。」 声＝女性

			④交差点進入音声合成スイッチ アンプへの割り込み･運転席及び助手席部に取り付けること。 「交差点に進入します、注意してください。」 声＝女性
			⑤出動予告音声合成スイッチ アンプへの割り込み･運転席及び助手席部に取り付けること。 「消防車が出動します、注意してください。」 声＝女性
			⑥交差点通過音声合成スイッチ アンプへの割り込み･運転席及び助手席部に取り付けること。 「ご協力ありがとうございました。」 声＝女性
			⑦モーターサイレン作動スイッチ 運転席及び助手席部に取り付けること。
			⑧その他の灯火等(車内灯)などのスイッチ数等を含め、１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。 なお、上記については変更の可能性あり。
	（２）ヒューズボックス	１式	電装品ボックスを設け、可能な限りぎ装用ヒューズボックスを集中して取付けること。
４－５	その他		
	保護用当て板等	１式	リヤバンパー部にアルミ保護板等による保護処置をすること。
５　消防用無線装置等			
５－１	無線		
	（１）消防用無線機	１式	消防用無線機等を本市の指定する位置に取り付けること。 他の車両からの移設、又は本市の支給品の取付け等取付け位置等、詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。 配線、無線アンテナの取付台、その他無線運用に必要な機器は取付け機器に適合するものを、受注者が必要量負担し無線機移設作業前に取付けること。
	（２）無線アンテナの取付け	１式	アンテナ取付け台（デジタル用）２基を設けること。詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（３）送受話機の取付け	１式	送受話器を取り付けること。 詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。

	（４）スピーカー取付け	１式	詳細については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（５）配線工事	１式	配線は、極力室内に露出しないようにすること。 ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護措置を施すこと。
	（６）AVM の取付け	１式	AVM 各装置を本市の指定する位置に取付けること。 他の車両からの移設、又は本市の支給品の取付け等について１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。 配線、その他 AVM 運用に必要な機器は取付け機器に適合するものを、受注者が必要量負担し、AVM 移設作業前に取付けること。 モニターボックス取付け金具・車外設定端末装置・外部接続装置・AVM 用通信アンテナの設置位置等詳細については、１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
	（７）注意事項		電波法に基づく、事務処理を行うこと。
	（８）その他	１式	無線障害(雑音)防止のため、アースボンディングを必要に応じて施工すること。 また、事故防止のため電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズ又はヒュージブルリンク等を設置すること。

６　付属品

	品名	数量	規格等
６－１	予備タイヤ	１本	ホイール付き 2025 年製以降のものであること。
６－２	スタッドレスタイヤ	４本	ホイール付き 2025 年製以降のものであること。
６－３	車輪止め	２個	硬質ゴム製又は合成樹脂製
６－４	非常用信号灯	1 個	法令適合品（LED 式・乾電池付）
６－５	停止表示板	１式	適合法令品
６－６	フロアマット	１式	車両純正品（防水仕様）
６－７	荷室マット	１式	車両純正品
６－８	ブースターケーブル	１式	車両電圧対応品(長さ概ね５m)
６－９	牽引ロープ等	１式	車両重量対応品(ロープ又はワイヤー)
６－10	キー・スペアキー	４本	標準付属品を含む 各鍵にはカラビナ（SK11 CRABINER FLAT B TYPE ６×60mm）を付属させ、鍵を取り付けた状態で納品すること。
６－11	タイヤ交換用具	１式	ジャッキ　ホイールナットレンチ
６－12	補修用塗料	１式	車両に使用している塗色(100cc)

６－13	予備電球	１式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各１個付属すること。
６－14	予備ヒューズ	１式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各１個付属すること。

７　塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等		
７－１	塗装	
	摘要	詳細等
	（１）箇所	メッキを施す部分を除き、金属部分は全て塗装をすること。
		ホイール部分等は塗装しないこと。
	（２）下地処理	塗装下地はショットブラスト等により完全に錆びを除くこと。
		プライマー、サフェーサーの施工及び水研ぎ等の処理をすること。
	（３）マスキング	非金属部等の塗装をしない箇所のマスキングは完全にし、塗装しない部分への塗料の付着等は十分注意すること。
	（４）部品等の脱着	部品等で取り外し可能なものは全て取り外して塗装をすること。
	（５）使用塗料	ウレタン塗料とすること。
	（６）塗装施工及び仕上げ	塗装は異物等の付着、タレ等が無いようにし、完璧な仕上げとすること。
	（７）その他	錆びの発生の恐れがある場所については、強力な防錆塗装を実施すること。
７－２	塗装色	
	摘要	詳細等
	（１）外装部	赤色（朱色）
	（２）バンパー	赤色（朱色）
	（３）その他	その他の部分はメーカー標準仕様色とすること。
７－３	メッキ	
	摘要	詳細等
	（１）箇所	必要な箇所にメッキを施工すること。
	（２）下地処理	メッキ下地は完全な錆取り、異物の除去を行った後に施工すること。
	（３）メッキの材質施工仕上げ	メッキの材質等は、剥離、錆びが発生しない高品位のものを選定すること。
７－４	反射テープ	
	摘要	詳細等
	（１）箇所	各ドア部について開放時の安全性を確保するため、ドアの縁に再帰性反射シートを設けること。 取付け位置等については１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。

	（２）種類	３M™ダイヤモンドグレード™：PX9421～PX9472
	（３）色	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。
７－５	名称の表示及び取扱注意等	
	摘要	詳細等
	（１）表示する器具等	スイッチ類
		その他、本市の指示する箇所
	（２）表示の方法	容易に剥離等ないようにすること。
		金属板又は印刷で表示すること。
	（３）表示の内容	絵柄表示を主とすること。
		入、切
		ON、OFF
		名称等
	（４）取扱注意等	本車両の取扱いについて、注意等を要する事項について、その対処等を表示すること。
	（５）上記共通事項	金属プレート、樹脂プレート、屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高い材質を使用し容易に剥離しないようにすること。

７－６	文字記入(記入文字については１－５－（１）打合せ時に詳細に指示する)			
	位置	文字	寸法	備考
	（１）車体前面ボンネット（助手席側）及び後部ドア（右側上部）	島指２	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。	丸ゴシック体 白色
	（２）リヤフェンダー付近（両側）	静岡市消防局	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。	丸ゴシック体 白色
	（３）対空標識（屋根部分）	静　岡 島指２	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。	２段書き 丸ゴシック体　白色
	（４）運転席及び助手席ドア	ステッカー貼付	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に現物を示す。	マスコットキャラクター （本市支給品）
	（５）標識灯	島田	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。	丸ゴシック体 黒色
	（６）その他の箇所	指示する文字	１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。	書体等、１－５－（１）打合せ時又は１－７中間検査時に指示する。

	（７）上記記入色（屋外装飾用粘着シートの場合)について	①白 Scotchcal™カラーバリエーション　XL シリーズ(不透過タイプ) JS-1000XL　ホワイト又は同等品 ②黒 Scotchcal™カラーバリエーション　XL シリーズ(不透過タイプ) JS-1500XL　ブラック又は同等品 一部の積載品及び付属品等については黒色又は黄色のペイント等でも可とすること。
	（８）上記共通事項	上記、記入文字(文字数を含む)の文字寸法等は変更の可能性があるため、貼付け前に確認後、貼付け作業を実施すること。
		屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高い材質を使用し容易に剥離しないようにすること。
		車体に向かって左から右に、スペースを考慮して体裁よく配列すること。(対空表示については１－５－（１）打合せ時に指示する。)